



平成 21 年 1 月 27 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松 井 証 券 株 式 会 社
代表取締役社長 松 井 道 夫
(東京証券取引所第一部：8628)

即時決済取引の取引時間延長について

松井証券は、平成 21 年 2 月中旬より、即時決済取引について、前場の取引終了時刻を現在の 11 時から 12 時に延長します。

即時決済取引¹とは、松井証券が昨年 5 月から日本で初めて開始したサービスで、取引所の普通取引で最短でも 3 日間のタイムラグがあった約定と受渡が同時に行われる取引です。従来の即時決済取引の前場取引時間は、東京証券取引所に準じて 9 時から 11 時までとなっており、取引価格の決定は、市場価格とリアルタイムに連動するミラー方式で行っています。

このたび、前場の取引時間を延長し、11 時以降 12 時までの時間帯（以下、「昼休み」）に、取引所の前場終値（一本値）による取引を開始します。これにより、取引所の立会時間外に取引することが可能となり、後場の展望を踏まえて前場終値での売買を行うなど、既に即時決済取引を利用されているお客様のみならず、普段は取引所で取引しているお客様にとっても取引機会が拡大します。

昼休み中に前場終値で約定可能な銘柄は、【即時決済ランキング】画面の「約定可能銘柄一覧（買い）」「約定可能銘柄一覧（売り）」（1 分更新）で閲覧が可能です²。

なお、即時決済取引ならではのメリットをより多くのお客様にお試しいただきたく、平成 21 年 3 月 31 日(火)までの期間、即時決済取引の注文のうち、1 日あたり約定代金 1,000 万円まで手数料を無料とするキャンペーン³を実施しています。

この機会にぜひ即時決済取引のご利用をご検討ください。

松井証券は、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

以上

*1: 即時決済取引を行うためには、即時決済取引口座の開設が必要です。信用取引口座を開設済の場合、即時決済取引口座の申込日から開設完了までに 4 営業日、預株口座を開設済の場合、申込日から開設完了までに 5 営業日かかります。質権設定口座(松井証券コムストックローン)を開設済の場合は即時決済取引口座を開設できません。即時決済取引口座を開設した場合、全ての預株申込みが取り消されます。

*2: 表示内容に対当する注文が約定することを保証するものではありません。また、表示銘柄の売買を当社が推奨するものではありません。

*3: 1 日の即時決済取引の約定代金が 1,000 万円までの場合、取引時間中は手数料相当額が余力から拘束されますが、大引け後のバッチ処理（一括処理）で手数料相当額の拘束を解除します。また、1 日の約定代金が 1,000 万円超の場合は、システムの都合上、大引け後のバッチ処理(一括処理)以降一時的に手数料をお支払いいただく処理となります。キャンペーン対象の手数料相当額は、約定した翌営業日にお客様のネットストック口座にキャッシュバックします。

大正7年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに



<金融商品取引法に係る表示>

- 即時決済取引は、株価の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 即時決済取引の委託手数料は、1日の約定代金の合計が100万円まで1,050円、以後100万円増えるごとに1,050円加算されます。手数料表示はすべて税込です。
- 即時決済取引に係る約定代金は、取引所取引に係る約定代金とは区別して手数料を計算します。
- 即時決済取引は、お客様からいただいたご注文を当社のPTS（私設取引システム）で成立させる取引です。
- 取引の成立と同時に決済が完了する取引であるため、取引に使用できる現金・株式等は取引所取引と異なります。
- 市場価格とリアルタイムに連動するミラー方式で約定処理を行いますが、市場価格の受信から採用までには時間差が生じます。
- 携帯サイトおよび電話経由での注文はお受けしておりません。
- 取引の方法が取引所取引と異なりますので、取引に際しては、上場有価証券等書面、即時決済取引に関する説明書兼同意書、取引規程等をご覧いただき、内容を十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任によりお申込みください。
- 口座開設料は無料です。口座基本料は個人の場合には無料ですが、上場会社、資本金が1億円超の未上場会社、宗教・学校法人等の場合には、年間31,500円の特別課金を行う場合があります。ただし、口座開設月から1年間は無料とし、過去1年間に取引がある場合には次の1年間は無料とします。
- 松井証券株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号／加入協会名 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会）

【お客様からのお問い合わせ先】

口座開設サポート（平日 08:30～17:00）
0120-021-906（03-5216-0617）

【報道関係からのお問い合わせ先】

取締役営業企画担当役員 和里田 聡
03-5216-8650